

# 日本幼児保育史の研究

## 日本保育学会共同研究小委員会

### 〈三十〉 二十年代の保育の内容

幼稚園誕生の頃は、一般の支持が得られず廃園になったり、誤解を招いたりしたことについてはすでに述べた通りであるが、それが、二十年代に入るとかなりめざましく発展をみせるに至った。もちろん、維新後二十年経ち世の中が落ち着いて教育を考えるような背景があったことは考えられるが、当時の幼稚園そのものの努力が大きかったといえよう。

すでに外国にあった幼稚園という機関やフレールベル主義をとり入れたとはいえ、それらの根底となっているキリスト教と何らの関連もない我が国の幼稚園では、保育理念や方法の一々に関して当事者達が創造していったものであったと思われる。

幼稚園誕生の頃の保育の内容については、先に述べた当時の保育時間表や規則などからも推察できるが、それはその後どのような改

良を加えられ、充実させられていったか、は非常に興味ぶかいものである。

今日、当時の幼稚園の事情を伝える資料が多く紛失したり、焼失したりしてしまつて、完全な把握はできないのであるが、愛珠幼稚園はその中で貴重な歴史をそのまま残している。そして、この愛珠幼稚園における保育内容の変遷は、当時の幼稚園の姿を示すと同時に、それが着実に根づいていく過程をも示しているといえよう。

以下、愛珠幼稚園を中心に、二十年代の保育内容についてみよう。

開設当初の愛珠幼稚園の保育には、外来のものと日本独特のものとの教具が用いられたことについては前述した通りであるが、こうした工夫は、恩物に関してもなされている。

きちんとくまれた時間表の枠内で、机に向つて作業していた保育から、大形積木をつかつて共同であそんだり、木馬をそなえつけたり、木銃で戦争ごっこをしてあそぶ、という内容に変わっていったこ

とを当時の記録は示している。また、明治十九年から、幼児を園外に連れ出し、今日で言う園外保育を行なっていたことも興味ぶかい。このような際には、事故のないよう巡查が保護として付添い、好評を得て、それ以後何回か行なっていることも記録にみられる。

こうした、保育内容の改善、変遷について先の開設当初のその後を、「愛珠幼稚園史」及び「沿革誌」にたどってみよう。

「沿革誌」(三頁〜二十三頁)

二十年十一月三日 初メテ天長節拜賀式ヲ行ヒ幼児ニ祝品菓  
子ヲ付与ス爾後新年紀元祝日ト共ニ恒例ト為ル

十二月 例月精勤幼児ニ与フル賞品ハ別ニ物品ヲ購入スルニ  
ト、為ル之ヨリ先本品ハ皆保母ノ手製ニ成ルモノヲ以テシタル  
モ漸ク之ニ用ウルノ力多キヲ加ヘ自然保育ニ欠クルノ虞アルヲ  
以テ区長ハ命シテ之ヲ廃スルニ至レリ之ヨリ三大節記念日ニ造  
華等ヲ製作シテ与フコト、セリ

二十一年五月

初メテ郊外遊戯ヲ梅田停車場畔ニ行フ監事ハ特ニ心得ノ要領  
ヲ印刷シ之ヲ父兄ニ頒ツ

二十二年十一月

幼児ノ手ニ成レル粘土細工其他ノ製作品ヲ第三回内閣勸業博  
覧会へ出品ノ為博物館へ送致ス

二十三年一月一日

新年式ヲ挙ク園長ノ自費ヲ以テ幼児ニ祝扇ヲ付与ス爾後恒例  
ト為ル

二十四年四月十六日

郊外遊戯ヲ小林遊園地ニ行フ初メテ巡查式名ノ派遣ヲ請ヒ途  
上ノ保護ヲ托シ頗ル好結果ヲ得爾後郊外遊戯必ス巡查ヲ聘ス

市参事会ノ命ニ依リ保母養成所ニ使用セシ風琴及ヒ風琴掛ヲ  
市立女学校長長野恰ヨリ受ケ継ク

八月

区長ニ於テ幼児ノ飲料麦湯ヲ用ウルコトヲ許ス之ヨリ先冗費  
節減ノ為官庁等ト共ニ茶ヲ廃シタルモ幼児ハ白湯ヲ好マス大人  
ト同轍ヲ踏ミ難キモノアルヲ以テ是ニ至リ禁ヲ弛フ九月始業ヨ  
リ実施ス

二十六年十一月

区会ノ決議ヲ経テ本園規則ヲ改定ス

二十九年七月

恩物中積木ヲ大形ニ作製シ共同組立ヲ為サシムルコトヲ鞞ム

三十年五月

木馬ニ車ヲ付シ幼児ヲ乗セテ牽カシムルノ遊戯及ヒ木銃ヲ遊  
戯ニ用ウルコトヲ鞞ム

三十一年十一月

河野一造ニ園医ヲ托シ春秋ニ幼児ノ身体ヲ検査シ成績表ヲ其筋ニ進達ス爾後幼児不時ノ傷患者ハ此園医ニ診察ヲ托ス

三十二年九月

ずつくヲ以テ重量ニ貫刃ノ俵ヲ製シ遊戯ニ用ウルコトヲ規ム

以上は、「沿革誌」中の「事歴梗概」(三〇二十三頁)より採録したものである。この中に、二十年代に、当事者がどのような心配りを幼児にしていたか、保育の内容を抜げていったか、をある程度知ることができよう。

保育法そのものの変遷については、「沿革誌」中の「保育法并規則ノ変遷」を先にあげたが(「幼児の教育」第六十巻第七号に掲載)、更に、「沿革誌」(四十頁)は、教具の改良、保育内容の研究がすすめられたことについて以下のようにのべている。

「沿革誌」(四十頁)

十九年ニ至リ組板ノ幼児ノ能力ニ適セス多クハ困難ヲ感セシムルノミナルヲ以テ遂ニ之ヲ廃セリ

二十一年ニ至リ首席保母春日隆子ノ考案ヲ以テ第三第四ノ積木ノ変体ヲ創製シ最錯雜ニ過キ幼児ニ不適當ナル第五恩物乙号ヲ廃シ又庶物ニ於テモ成ルヘク実物ニ拠リ修身談話ニ於テモ亦事実ヲ主トシ間々憲意ノ事項ヲ交フルコトトシ唱歌ニ至リテ

モ幼児ノ理解シ得ヘキ歌曲出テ保育法ハ著ルシク進歩ヲ加ヘタリ

又保育ハ保育案ヲ具ヘ首席保母之ヲ檢閲セリ

二十二年ニ至リ緻密ノ心性ヲ養フ目的ヲ以テ南京玉ヲ用キ玉繫キ等ノ手技ヲ始ム

この記録は、開園当初の保育法並びに保育内容が、徐々に子どもの適性を考慮しつつ、改良されていったことを明らかにしている。恩物をそのまま輸入したと同時に、それが適当でないと考えられる場合には、それをはぶくことも行なっている。

しかし

「計數八十以下ヨリ百内外ニ及ホシ小学校用計數器ヲモ使用セリ

單語等ハ仮名ヲ以テ讀ミ且書クコトヲ教ヘタリ」

とあることに、幼稚園が非常に学校に近い性質のものであったことが示されていよう。

「讀ミ方、書キ方ノ幼児ノ能力ニ適セサル」ことがみとめられ、保育課目から削ったのは明治二十六年であり、現在愛珠幼稚園に所蔵されている当時の教具の中には、さまざまな「讀ミ書キ」の訓練のために用いられたと思われるものがある。

それらの教具のうち、いくつかをとりあげてみよう。

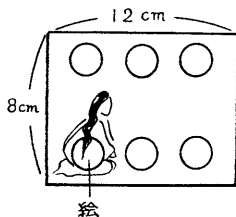
教具のいろいろ(愛珠幼稚園蔵)

○貝合せ

人物の部  
草木の部  
花鳥の部

があり、金粉でぬった貝の内側に彩色の絵、  
関係のある貝を組合せる。

○絵合せ



絵を構成しつつ字をお

ぼえる。「読ミ書き」の

訓練に用いたらしい。

(これについては、箱の裏側

に以下のように記してある)

「仮名の絵合せは未だかなを

知らざるものへ自然と学ばし

むる頗る面白き家庭教育玩具

なり

仕様法

仮名は①の字の有所へは②の字の札を合せ③の字の所へは④  
の字の札を合せし四十八枚みな仕かたおなじ事なり或は一人  
なりとも二人八人迄組合仮令は四人なれば紙を二枚つつ各々の  
前に置き四十八枚の札中央にちらしおきて画のはやう出来上り  
るを優等とす

発明人願中 奥田立実

東京下谷区同朋町六番地

発行所

東京堂玩具商店

○小学校修身の掛図

例

(二十数枚ある。彩色大型のもの、  
これを用いて「談話」を行った)

第一 父母に礼する子供

第二 祖父母に親切なる子供 (カタタキ)

第三 兄弟なかよき子供

第四 友達となかよき子供

第二十勇氣ある子供 (モモタロウ)

○観察絵本

全十八冊 (明治三十二年より)

B 六判。各幼児がもち、教科書のように用いた。

彩色。

例 ○教育陸海軍役図会

○女礼式図 (生花、茶、行儀等)

○教育尚武画 (軍隊の訓練)

○教育歴史画 (日本歴史)

○教育水族図画 (魚等の水中の生物)

○日本勇将伝 等。

その他の書籍

○大日本物産図会


○明細図絵 (明治二十五年)

東京明細図会 (日本橋、駿河台等)

○今と昔図絵

今	昔
絵	絵

○教育画作字片仮名

		は	い
		と	
			ま
			ろ
			う
			く
			し
			ゆ

○単語図解（右図と類似）  
○名所写真折本

これらの教具、遊具が用いられて、前述したような保育が行なわれていたわけである。「沿革誌」の中の首席保母春日隆子（愛珠幼稚園史）には首座とある）は、先にのべたように、東京女子師範学校の卒業生で、この地に迎えられた人であるが、保育の改良に努力したことが知られる。

当時は、保育をすすめ、新しい保育法や教具を生み出していくのも、これらの現場の担当者の努力が大きかったため、保母の研修にもより高いものが要請されるようになった。

伝習生としての資格試験及び保母養成機関については先にのべたが、保母の研修がつづけられ、三十年代に入るとそれが三市（京都、大阪、神戸）をむすぶ聯合保育会として発展していく過程がそれを語っているといえよう。

愛珠幼稚園規則の改訂

二十年代に入って、大阪市では幼稚園規則がつけられたことについては先に記したが、二十六年十一月愛珠幼稚園においても開設当初の規則の改訂を行なっている。これは保育内容に関してもかなり具体的に明らかにしたものであり、

- 第一章 通則
- 第二章 保育規程
- 第三章 入園退園規程
- 第四章 保育料規程

の四章から成るものであるが、十四年の「規則」と比較して、保育内容そのものの充実と保育思想をうち出している点にみるべきものがある。

「第一章 通則」の中で、第一条及び第二条は幼稚園をこう定義している。

- 第一条 幼稚園ハ幼児ヲ保育シテ其自然ノ発達ヲ助ケ特ニ徳性ヲ涵養スル所トス
- 第二条 幼稚園ハ保育ノ為ニ開誘室遊嬉室庭園ヲ設ケ及保育用ノ図書器具標本等ヲ備フルモノトス

次に、「第二章 保育規程」の全文を写してみよう。

- 第二章 保育規程
- 第七条 幼児ハ大幼年齡ト発達ノ度トニヨリテ便宜組ヲ分チ保育スルモノトス 但シ合集ノ時間ヲ設ケ全国ノ幼児

ヲ会シテ興味アル談話若クハ唱歌或ハ遊嬉ニヨリテ相  
会スルノ快樂ヲ感セシメ幼児相互ノ親睦ヲ計ルヘシ

## 第八條

保姆一人ノ受持幼児ハ凡ソ三十名トス

## 第九條

保育課目ハ談話 六ツノ球 積ミ木 板排ヘ 箸排  
ヘ 鑢排ヘ 画キ方 紙刺シ 縫取り 紙剪リ 紙織  
リ 紙組ミ 紙摺ミ 豆細工 土細工 繫キ方 唱歌  
及遊嬉トス

## 第十條

六ツノ球 紙刺シ 土細工ハ之ヲ欠クコトヲ得  
保育ノ要旨ハ左ノ如シ

### 第一 凡ソ保育ハ遊嬉ヲ以テ幼児ノ知識能力ヲ啓発シ第

一条ノ本旨ヲ達スルヲ要ス

保育ノ各課目ハ其目的率テ同一ナレハ各課互ニ

相聯絡シテ補益センコトヲ要ス

眼手ハ練習ト注意 觀察 模倣 想像等ノ諸力  
ノ養成ハ保育ニ於テ特ニ必要ナレハ之ヲ主トシ兼  
テ事物ニ関スル初步ノ觀念ヲ聞キ併せて言語ノ練  
習ヲナスヲ要ス

美妙心ハ特性ノ涵養ニ関シテ特ニ必要ナレハ各  
課目ニ於テ注意シ之ヲ養成スルヲ要ス

文字ノ智識ハ偶発ノ方法ヲ以テ之ヲ授クヘク強  
テ之ヲ教ヘサルヲ要ス

### 第二 談話ハ修身話ト庶物話トス

修身話ハ卑近ノ実例ヲ引証シ成ルヘク図画ニ拠

リ或ハ幼児ノ目撃セル偶発ノ事項ニ基キ幼児ノ解  
シ易ク行ヒ易キ道德上ノ事項ヲ説話シ其徳性ヲ涵  
養スルコトヲ旨トス

庶物話ハ卑近ノ実物ニ拠リテ物名 形質 部分  
効用等ヨリ發生製造ノ如何ヲ知ラシメ注意觀察知  
覚ノ諸力ヲ養フヲ旨トス

### 第三

六ツノ球ハ位置 方位 距離ノ關係ヲ知ラシメ  
兼テ物色物数ノ觀念ヲ開クヲ旨トス

### 第四

積ミ木ハ体ノ形状 部分 大小 長短広狭等ノ  
觀念ヲ開キ兼テ工夫力ヲ養フヲ旨トス

### 第五

板排ヘハ面ノ形状 角度ノ鈍銳 辺ノ長短等ノ  
觀念ヲ開キ兼テ形状及色彩ノ配合ニ関スル工夫力  
ヲ練習スルヲ旨トス

### 第六

箸排ヘ 鑢排ヘハ辺ノ長短曲直ノ差違ヲ了解セ  
シメ兼テ画キ方ノ階梯トナサンコトヲ旨トス

### 第七

画キ方ハ眼手ノ練習ヲ主トシ特ニ美妙心ヲ養フ  
ヲ旨トス

### 第八

紙刺シハ注意ヲ緻密ニシ清潔ノ習慣ヲ養成シ兼

テ縫取りノ予備ヲナスヲ旨トス

第九 縫取りハ手指運用ヲ主トシ兼テ色彩配合ノ工夫ヲ養フヲ旨トス

第十 紙剪リ 紙織リ 紙摺ミハ主トシテ手指ヲ練習シ兼テ物形ノ製作色彩ノ配合ニ関スル工夫ヲ養フヲ旨トス

第十一 豆細工 土細工ハ触官及手指ヲ練リ兼テ物体ノ概形ヲ模造スルノ力ヲ養フヲ旨トス

第十二 撃キ方ハ視力ヲ練習シ兼テ物ノ異同ヲ弁別分類スルノ力ヲ養フヲ旨トス

第十三 唱歌ハ聴官ト発声機トヲ練習シ兼テ健康ヲ補ヒ徳性ヲ涵養スルヲ旨トス

第十四 遊嬉ハ室内ト室外トノ両様トシ楽器ヲ用キ惹クハ唱歌ニヨリテ種々ノ遊嬉ヲ演セシメ身体ノ運動心意ノ休養ヲ旨トシ室外ニ於テハ危険ノ動作不良ノ行為ニ至ラサル限りハ多ク幼児ノ任意ニ遊嬉セシムルヲ旨トス

第十一条 保育課目ノ配当ハ四組ニ分ツトキハ左ノ例ニヨルヘ

シ  
四ノ組

談話 六ツノ球 積ミ木 板排ヘ 鑽排ヘ 紙織リ  
紙摺ミ 豆細工 繫キ方 唱歌 遊嬉

三ノ組

談話 積ミ木 板排ヘ 箸排ヘ 鑽排ヘ 画キ方  
紙剪リ 紙織リ 紙摺ミ 豆細工 繫キ方 唱歌

一遊嬉

二ノ組

談話 積ミ木 板排ヘ 箸排ヘ 鑽排ヘ 画キ方  
縫取り 紙剪リ 紙織リ 紙摺ミ 紙摺ミ 豆細工  
土細工 繫キ方 唱歌 遊嬉

一ノ組

談話 積ミ木 板排ヘ 箸排ヘ 鑽排ヘ 画キ方  
紙刺シ 縫取り 紙剪リ 紙織リ 紙摺ミ 豆細工  
土細工 繫キ方 唱歌 遊嬉

三組ニ分ツ時ハ四ノ組ノ課目ヲ三ノ組ニ三、二ノ組ノ課目ヲ斟酌シテ二ノ組ニ、一ノ組ノ課目ヲ一ノ組ニ課スヘシ  
又二組ニ分ツ時ハ四、三ノ組ノ課目ヲ斟酌シテ二ノ組ニ

二、一ノ組ノ課目ヲ斟酌シテ一ノ組ニ課スヘシ

各課目ノ保育時間ハ一回三十分ヲ超ユヘカラス

第十二条 保育時間ハ最下ノ組ハ毎週十七時最上ノ組ハ同二十

時ヲ超ユヘカラス

但夏季休業前十七日後十日間ハ一日ノ保育時間ヲ二

時トス

第十三条 滿一年以上入園ノ幼児ニハ左式ノ保育証書ヲ附与ス

ルモノトス

保育証書
何府県族籍
何 某
年 齡
右当園ニ於テ何年何月何日ヨリ
何年何月何日マテ何月間保育セ
シ事ヲ証ス
年月日
市 大阪市東
区 愛珠
園 稚園

(以上、「沿革誌」五十三〜五十八頁)

保育課目の大部分が、恩物の使用によつてゐる点は開設当初と同様であるが、ここにおいてはじめて、なぜそれを行なうのか、の意

課 目	保 育 課 程 表			
	四ノ組	三ノ組	二ノ組	一ノ組
會 集	六	六	六	六
修 身 話	一	一	一	一
庶 物 話	一	一	一	一
木ノ積立	三	二	一	一
板 排 へ	一	一	一	一
箸 排 へ	一	二	一	一
鑽 排 へ	一	一	一	一
豆 細 工	一	二	一	一
珠 繫 キ	二	一	一	一
紙 織 リ	二	一	一	一
紙 摺 ミ	二	一	一	一
紙 刺 ミ	一	一	一	一
縫 取 リ	一	一	一	一
紙 剪 リ	一	一	一	一
画 方	一	一	一	一
読 方	一	一	一	一
書 方	一	一	一	一

表中数字ハ毎  
週度数字ヲ示ス



味づけがなされ、どんな目的をもってどんな態度で作業させるかについても明らかにされている。

これらの課目が、毎週十七時間から二十時間の保育時間中、どのような割合で行なわれていたのか不明であるが、この「愛珠幼稚園規則」の四年前にあった「大阪市幼稚園規則」(「愛珠幼稚園規則」もこれにそって規定されたと推察される。「幼児の教育」第六十一卷第四号)の保育課程表によって大体の傾向が把握できよう。

すなわち、各課目の度数は60・61頁下段の表のようになっていゝる。但し、前述したように、その後「読ミ書キ」は不適當としてどりのぞかれたので、「愛珠幼稚園規則」にはこれは課目としては入っていない。「文字ノ智識ハ偶発ノ方法ヲ以テ之ヲ授クヘク強イテ之ヲ教ヘサルヲ要ス」となっている。

ところで、これらの課目は、実際の保育の場でどのように行なわれていたのであろうか。改良され、充実された保育内容はどのようなものであつたらうか。

保育課目の中の一つとして「聴官ト発声機トヲ練習シ兼テ健康ヲ補ヒ徳性ヲ涵養スルヲ旨トス」とのべられている。「唱歌」についてみてみよう。

「幼稚園唱歌集」(明治二十年)

唱歌が、幼稚園の保育内容としてどのように改良適用されていったかについては、「日本幼稚園史」(倉橋惣三著、二七五～二七八頁)に詳しくのべられているが、ここでは二十年代に保育教材として広

唱歌	三	三	六	六
遊嬉	六	六	六	六
通計	二七	二八	三三	三六

但シ本表度数ハ其標準ヲ示スモノニシテ尚実地ノ情況ヲ酌量シ適宜増減保育スヘシ

く用いられたと思われる「幼稚園唱歌集」(明治二十年十二月出版、東京音楽学校蔵版)をみてみよう。

この唱歌集は明治十四年十一月に伊沢修二の力によってつくられた「小学唱歌集」と体裁を同じくするもので(茶黄表紙、和綴じ小本、右側に西洋楽譜、左側に歌詞)いづれも文部省の音楽取調所の篇になっている。これは、「主として女子師範学校附属幼稚園で作られたものであつて、これに音楽取調掛が手を加えたもの」(「日本幼稚園史、二八九頁)であるが、全二十九曲のうちには、今日も親しまれて唱われている「蝶々」等の曲がみられる。

当時の文部省音楽取調掛が幼稚園の唱歌をどのように考えていたか、緒言の全文と一、二の例をあげてみよう。

幼稚園唱歌集

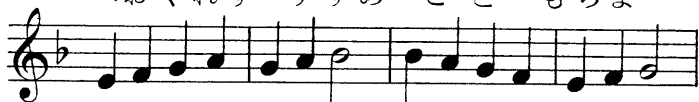
緒言

一、本編ハ、児童ノ、始メテ幼稚園ニ入り他人ト交遊スル事ヲ習フニ当リテ、嬉戯唱和ノ際、自ラ幼徳ヲ涵養シ、幼智ヲ開發センガ為ニ、用フベキ歌曲ヲ纂輯シタルモノナリ

第一 心は猛く



1. { ころは たけく きは つよく  
うたが いなくて よくまなべ  
2. { ちからも つよく いさ ましく  
おくれず すすめ こと もらよ



であえる ことに うごかぬ ひとを  
であえる ときに おそれぬ ひとを



ますらお としも いう ぞかし  
ものふ としも いう ぞかし

第四 霞か雲か



1. かすみか くもか はたゆきか  
2. かすみは はなをへだつれど  
3. かすみて それと みえねども



とばかり におう そのはな ざかり  
へだてぬ ともと きてみる ばかり  
なくうぐいすに さそわれ つつも



ももとり さえも うとう なり  
うれしき こと はよにも なし  
いつしか きぬる はなの かげ

、唱歌ハ、自然幼稚ノ性情ヲ養ヒ、其発  
 声ノ節度ニ慣レシムルヲ要スルモノナ  
 レバ、殊ニ幼稚園ニ欠ク可ラズ。諸種  
 ノ園戯ノ如キモ、亦音楽ノ力ヲ假ルニ  
 非レハ、十分ノ効ヲ奏スル事能ハザル  
 モノナリ

、幼稚園ノ唱歌ハ、殊ニ拍子ト調子トニ  
 注意セザル可ラズ。拍子ノ、緩徐ニ失  
 スル時ハ、活発爽快ノ精神ヲ損シ、調  
 子ノ高低、其度ヲ失スル時ハ、管ニ音  
 声ノ発達ヲ害スルノミナラズ、幼稚ノ  
 性情ニ厭悪ヲ醸シ、其開暢ヲ妨グル恐  
 レアリ。故ニ本篇ノ歌曲ハ、其撰定ニ  
 アタリ、特ニ此等ノ要旨ニ注意セリ。

、幼稚園ニハ、箏、胡弓、若クハ洋琴、  
 風琴ノ如キ楽器ヲ備ヘテ、幼稚ノ唱歌  
 ニ協奏スルヲ要ス。是レ楽器ニヨリテ  
 唱和ノ勢力ヲ増シ、深ク幼心ヲ感動セ  
 シムルノ力アルヲ以テナリ。

明治十六年七月

第二十九、数へうた

一、一つとや。人々一日も忘るなよ〜  
 はぐくみそだてし

おやのおん、おやのおん。

二、二つとや。二つとなきみぞ、山桜〜  
 ちりてもかをれや

きみがため、きみがため。

三、三つとや。みどりは一つの幼稚園〜  
 ちぐさに われさけ

あきの野辺 あきの野辺。

四、四つとや。世に頼しきは 兄弟ぞ〜  
 多がひに むつびて

世をわたれ よをわたれ。

五、五つとや。虚言いはぬが 幼子の〜  
 まなびのはじめぞ

よくまもれ、よくまもれ。

六、六つとや。昔をたずねて 今を志り〜  
 ひらけや とませや

わが国を わが国を。

七、七つとや。ななつの宝を何かせん〜  
 よきとも よき師は

身のたすけ、身のたすけ。

八、八つとや養ひそだてよ 姫小松〜  
 ゆきにも いろます

そのみさを そのみさを

九、九つとや。心は玉なり 琢きみよ〜  
 ひかりは さやけし

秋の月 あきの月。

十、十とや。とよはたまはたの 朝日かけ  
 いよ〜 くまなし

きみがみよ きみがみよ。



(豊田)